

株主の皆さまへ

# 第99期定時株主総会資料 (書面交付請求に伴う交付書面)

「第99期 定時株主総会招集ご通知」と本紙を合わせ、  
法令および当社定款の規定に基づく書面交付請求に  
伴う交付書面としております。

2024年4月30日

# 目次

## ■株主総会参考書類

- 第2号議案 当社株式の大量取得行為に関わる対応方針の承認の件  
別紙1～3資料 ..... 1頁

## ■事業報告

- コーポレート・ガバナンス ..... 5頁  
(取締役会および各委員会の活動状況等)
- 主要な事業内容、店舗数、資金調達および設備投資の状況 ..... 8頁
- 当社の会社役員に関する事項 ..... 9頁  
(会社役員の状況、社外取締役に関する事項、責任限定契約の概要、役員等賠償責任保険契約の概要、当社の取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針、役員報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動内容)
- 当社の会計監査人の状況 ..... 16頁
- 従業員の状況、当社の主要な借入先 ..... 17頁

## ■連結計算書類

- 連結貸借対照表 ..... 18頁
- 連結損益計算書 ..... 19頁

## ■計算書類

- 貸借対照表 ..... 20頁
- 損益計算書 ..... 21頁

## ■監査報告

- 会計監査人の連結計算書類に係る監査報告 ..... 22頁
- 会計監査人の監査報告 ..... 24頁
- 監査委員会の監査報告 ..... 26頁

## ■ご参考

- 本株主総会終了後の各委員会委員および執行役 ..... 28頁
- 株主メモ ..... 29頁

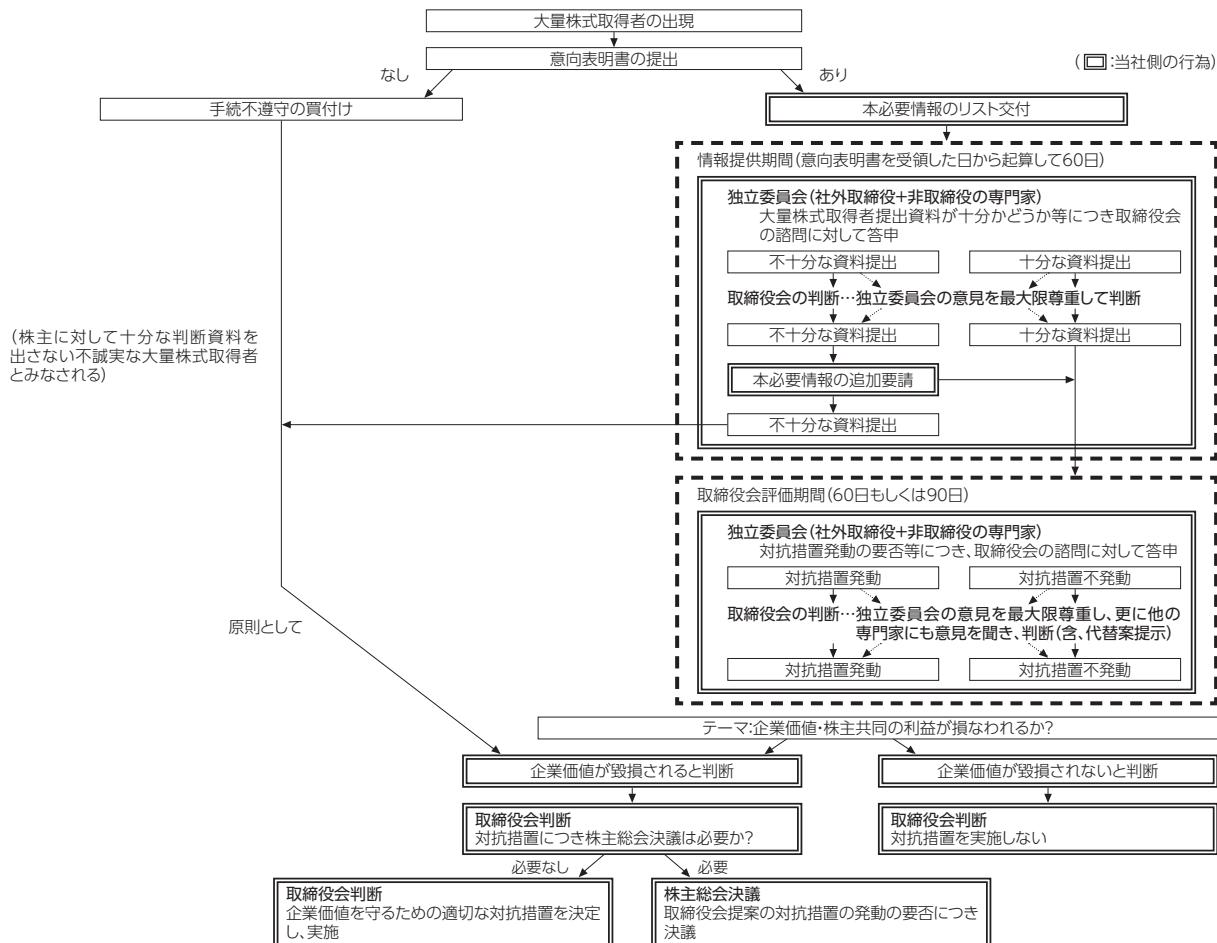
# ■株主総会参考書類

## ●第2号議案 当社株式の大量取得行為に関わる対応方針の承認の件

別紙1

(参考)

### 本件方針に係る手続き・判断の流れ



(注1) 双方の資料・意見は、原則として都度、可及的速やかに公表します。

(注2) 対抗措置発動の場合の対抗措置の具体的な内容は、その実施が相当と認められる限り、原則として、行使条件差別型新株予約権の発行とします。

## 独立委員会の概要および委員候補者

### 1. 独立委員会の概要

#### (1) 設置

独立委員会は、当社取締役会により設置・廃止される。

#### (2) 構成

① 独立委員会の委員は、3名以上とする。

② 独立委員会の委員は、当社の社外取締役全員、ならびに、当社の社外取締役によって意向表明書を受領後原則として10営業日(初日不算入)以内に推薦され取締役会により選任される専門家委員1名以上(原則として弁護士1名および大学教授等の社外の学識経験者1名)によって構成される。ただし、専門家委員選任前であっても、独立委員会としての活動は開始されるものとし、また、社外取締役全員一致の意見に基づく当社取締役会の決議により、社外取締役でない委員の数・構成を変更することができる。

③ 当社の社外取締役でない委員の選任にあたっては、独立委員会委員の役割に鑑み、企業経営、会社法または取引所金融商品取引市場に関する知見、当社の理念に関する見識、実務経験等を総合的に勘案して決定する。

④ 当社の社外取締役でない委員の場合は、当社に対する善管注意義務を含む委任契約を当社との間で締結するものとする。

#### (3) 議長

独立委員会の議長は、当社の社外取締役の中から互選により選任する。

#### (4) 任期

① 独立委員会の委員の任期は、当社取締役会により独立委員会が設置されてから、当社取締役会により独立委員会が廃止されるまでの期間とする。

② 前項の規定にかかわらず、前項に定める期間中に当社社外取締役の全部または一部が任期満了に伴い退任したときは、当社の社外取締役でない委員の任期は同時に満了するものとする。この場合、改選後の当社社外取締役は改めて遅滞なく社外取締役でない委員を推薦し、当社取締役会に選任を求めるものとする。ただし、再任を妨げない。

#### (5) ミッション

独立委員会は、当社取締役会が大量株式取得者から提出を受けた本必要情報の交付を受け、原則として下記に規定する事項につき、当社取締役会の諮問に基づき評価・検討・審議を行い、その内容および結果を当社取締役会に対して提出するものとする。

(a)大量株式取得者から受領した資料が本必要情報として十分なものであるかどうかについての意見

(b)大量株式取得者に対して追加提出すべき資料の有無・項目および提出期限

(c)大量株式取得者の提出資料が不足しているなどの理由から、「大量株式取得者が本件ルールを遵守しない場合」に該当するかどうか、ならびに、新株予約権無償割当て等の対抗措置の内容・要否、その中止の要否についての意見

- (d)当該大量株式取得が当社株主全体の利益を損なうかどうかについての評価・検討、大量株式取得者に対して追加提出を求める情報の有無、項目および提出期限
  - (e)行使条件差別型新株予約権の無償割当て、その中止、消却のための取得の是非等、新株予約権その他の対抗措置に関する事項
  - (f)その他本件方針または新株予約権その他の対抗措置に関連し当社取締役会が諮問する事項
- (6) 評価等の内容の決定
- ① 独立委員会が取締役に提出する評価等の内容については、原則として独立委員会の委員全員が出席する委員会において、その過半数の賛成をもって決定する。ただし、独立委員会の委員全員が書面または電磁的方法により特に急を要するとして同意した場合には、その定定数を過半数の委員の出席に引き下げることができる。
  - ② 独立委員会は、前項に基づく評価等の提出に際しては、その評価等に至った理由も示すものとする。
- (7) 事務局等
- ① 独立委員会の検討に際して必要な資料の提出等を行うため、当社内に事務局を設置する。
  - ② 独立委員会は、当社の費用負担により、弁護士、公認会計士を含む外部専門家等の助言を受けることができる。

## 2. 独立委員会の委員候補者

独立委員会は臨時に設置されるものであり、また、一部の委員については設置に際して選任されることとしています。

なお、社外取締役全員が独立委員会委員となりますので、第1号議案をご承認いただくことを条件として、独立委員会委員になる社外取締役は、本株主総会参考書類に記載のとおりであります。

別紙3

## 新株予約権概要

### 1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で定める割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、12億株を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数(以下、「対象株式数」という。)とする。ただし、当社が株式分割または株式併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。

#### 4. 新株予約権の発行価額

無償とする。

#### 5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額は1円以上で当社取締役会が定める額の金銭とする。

#### 6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

#### 7. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者(以下、「大量株式取得者」という。)に行使を認めないこと等を行行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

#### 8. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、当社取締役会が別に定める取得日において、大量株式取得者以外の者が有する新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該取得日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。
- (2) 当社は、本件方針による対抗措置を中止することが相当であると判断した場合には、当該中止のために、割当基準日の4営業日(証券取引所における現行の3日目決済を前提としており、これが変更されればそれにスライドして変更される。以下同じ。)前までに当社取締役会において決議することにより、新株予約権の割当を中止することができる。
- (3) 本新株予約権の割当基準日の3営業日前の日以降に対抗措置を中止すべき事情が発生したと当社取締役会が判断した場合には、実質的に中止と同様の効果を持たせるために、当社は、当社取締役会が別に定める取得日において、大量株式取得者を含む全株主の有する新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該取得日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。
- (4) その他当社が新株予約権を取得できる場合およびその条件等の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

#### 9. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は発行しないものとする。

#### 10. 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間については、当社取締役会が別途定めるものとする。

#### 11. 新株予約権の消滅事由等

新株予約権の消滅事由その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以上

## ■事業報告 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

### ●企業集団の事業の概要

#### コーポレート・ガバナンス

##### 【コーポレート・ガバナンス改革の歩み】

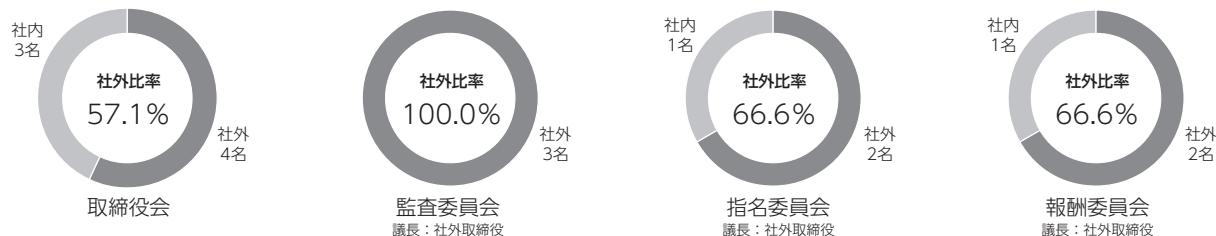
当社は、企業価値を継続的に高める基盤づくりとして、「コーポレート・ガバナンス」の改革に継続的に取り組んでいます。2003年には、取締役会の経営の監督機能と業務執行機能を分離する「委員会等設置会社（現：指名委員会等設置会社）」に移行しました。また、当社では取締役の過半数を社外取締役とし、「指名」「報酬」「監査」の各委員会の議長をすべて社外取締役とすることで、経営の透明性と公平性を一層高めています。2016年にはグループの企業経営と企業統治に関する基本姿勢などを示した「コーポレートガバナンス基本方針」、2023年には「イオングループ未来ビジョン」を制定し、企業活動の指針としています。今後も、最適な企業統治体制を目指して改革してまいります。

##### ◆コーポレート・ガバナンス ハイライト

	2000年	2001年～	2003年～	2007年	2008年	2009年～	2013年～	2016年～	2018年	2019年	2020年～	2022年	2023年～
商号	ジャスコ㈱	イオン㈱(2001年8月～)											
会社形態	事業持株会社				純粋持株会社(2008年8月～)								
企業統治の体制	取締役会設置会社		指名委員会等設置会社(2003年5月～)										
各委員会	-		指名委員会(議長:社外取締役)										
			報酬委員会(議長:社外取締役)										
			監査委員会(議長:社外取締役)										
取締役	23名	8名	7名	7名	9名				8名	7名			
(内:社外取締役)	-	※注	4名(半数)	3名	3名	5名(過半数)					4名(過半数)		
(内:女性)							1名					2名	
(内:外国人)									1名				
取締役会の運営等									取締役会の実効性評価				
									社外取締役ミーティング				
理念・方針	イオンの基本理念(1989年～)												
									コーポレートガバナンス基本方針制定				
												イオングループ未来ビジョン制定	→

※注:社外取締役は、2003年の商法改正に伴い導入された制度です。当社では、それ以前より外部から役員を招聘しています。

## 取締役会&3委員会の構成



※社外取締役4名全員は、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ています。

## 【各機関の主な役割と開催状況】

	開催状況	主な役割
取締役会	年8回	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役および執行役の職務執行の監督</li> <li>会社法第416条に定められる取締役会で決定しなければならない事項および執行役に委任することができない事項の決定</li> </ul>
監査委員会	年9回	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役および執行役の職務執行の監査</li> <li>株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・再任しないことに関する議案内容の決定</li> </ul>
指名委員会	年4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案内容の決定</li> </ul>
報酬委員会	年3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定</li> </ul>

※上記の取締役会、各委員会での活動のほか、社外取締役ミーティング、政策審議ミーティングの開催に加え海外の事業所の視察等を行っています。

## 【取締役会の活動状況】

当事業年度は取締役会を8回開催し、各取締役の出席率は100%です。取締役会では会社法などに定められた決議、報告事項のほか、会社の持続的な成長と企業価値の向上に向けて、長期的な視点のもと、当社の経営に関する重要な事項について活発な議論を行いました。

取締役会の実効性向上に資する意見や改善提案を踏まえ、2023年度は経営統合など重要な事案については、事前説明会を開催することで、社外取締役の豊富な知識や経験が支える討議中心の取締役会となり、ガバナンス機能を発揮しています。また、当社として捉えている環境分析や数値状況の要因・背景などの情報提供を更に充実させることで、業務執行のモニタリングに役立てています。今後もステークホルダーに対して、イオングループの企業理念や未来ビジョンに向けた中長期的な価値など、積極的にイオンの取り組みを発信してまいります。

### 【監査委員会の活動状況】

当事業年度は監査委員会を9回開催し、各委員の出席率は100%です。監査委員会における主な決議事項は、年度の監査方針、監査報告書の作成、会計監査人の再任、会計監査人の報酬の同意等です。更に、会計監査人の監査計画・四半期レビュー報告、経営監査室の監査報告、執行部門によるリスクマネジメントの取り組み、内部通報制度の運用状況、お客さまの声への対応状況、財務・経理の状況等について報告を受け、執行役の職務執行の状況と内部統制のシステムに関する理解を深めるための対話を行っております。加えて、会計監査人の独立性を確保するため、IESBA(国際会計士倫理基準審議会)の基準に従い、会計監査人等の非保証業務提供に関する事前了解の基本方針についても監査委員会で検討し、決議を行いました。

### 【指名委員会の活動状況】

当事業年度は指名委員会を4回開催し、新任取締役候補者の選任、株主総会に提出する取締役選任議案について審議、決定を行いました。新任取締役候補者の選任にあたり、候補者の経歴や実績等を委員会で審議のうえ、候補者と委員全員が面談を実施、その結果を踏まえて決定いたしました。

### 【報酬委員会の活動状況】

当事業年度は報酬委員会を3回開催し、2023年度業績報酬支給額および株式報酬型ストックオプション発行数の審議・決定、2024年度の実績報酬および執行役の報酬の審議・決定、グループ役員報酬ガイドラインの改定について審議を行いました。

## ●企業集団および当社の概況(2024年2月29日現在)

### (1) 主要な事業内容

当社グループは、当社(純粋持株会社)のもと、309社の連結子会社、25社の持分法適用関連会社により構成され、小売事業を中心として、総合金融、ディベロッパー、サービス等の各事業を複合的に展開しています。

### (2) 店舗数

#### ① 本社

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

#### ② 業態別店舗・施設数

業 態	店舗数	業 態	店舗数	業 態	店舗数
モール型SC	272	ホームセンター	118	その他物販	1,486
総合スーパー	609	デパートメントストア	1	金融	592
スーパーマーケット	2,324	コンビニエンスストア	2,015	サービス	2,108
スーパーセンター	25	専門店	4,347	合 計	17,730
ディスカウントストア	587	ドラッグストア	3,246		

### (3) 資金調達および設備投資の状況

企業集団の設備投資は、成長を続けるディベロッパー事業を中心に、成長領域であるアジアでの新店投資や国内の既存店改装を実施したほか、人時生産性向上に向けた店舗デジタル化やネットスーパー・Eコマース等のデジタル分野への投資を実施しました。これら店舗およびデジタル等の設備投資総額は3,962億円であり、これらの資金は、自己資金および借入金により充当しました。

#### (4) 当社の会社役員に関する事項

##### ① 会社役員の状況

###### 取締役

氏名	担当	重要な兼職の状況
岡田元也	取締役会議長 指名委員 報酬委員	
吉田昭夫		
羽生有希		
塚本隆史	指名委員会議長 報酬委員会議長 監査委員	株式会社みずほフィナンシャルグループ 特別顧問 朝日生命保険相互会社 社外取締役 株式会社インターネットイニシアティブ 社外取締役 古河電気工業株式会社 社外取締役 一般社団法人日英協会 理事長
ピーター チャイルド	指名委員 報酬委員	
キャリー ユー	監査委員	PwC香港 シニアアドバイザー
林 眞 琴	監査委員会議長	森・濱田松本法律事務所 客員弁護士 三井物産株式会社 社外監査役 東海旅客鉄道株式会社 社外監査役

(注) 岡田元也、吉田昭夫、羽生有希の各氏は取締役と執行役を兼務しています。担当および重要な兼職の状況に関しては、執行役の欄に記載しています。

## 執行役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表執行役会長	岡 田 元 也	イオンモール株式会社 取締役相談役 イオンリテール株式会社 取締役相談役 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社 取締役相談役 ウエルシアホールディングス株式会社 取締役 株式会社クスリのアオキホールディングス 社外取締役
代表執行役社長	吉 田 昭 夫	イオン北海道株式会社 取締役 イオン九州株式会社 取締役 イオンリテール株式会社 取締役 株式会社キャンドウ 取締役
執行役副会長	藤 田 元 宏	ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社 代表取締役社長
執行役副社長	羽 生 有 希	デジタル担当
執行役副社長	渡 邊 廣 之	人事・管理担当 兼 リスクマネジメント管掌 イオンフィナンシャルサービス株式会社 取締役 イオンディライト株式会社 取締役 株式会社いなげや 取締役
執行役副社長	土 谷 美 津 子	商品担当 株式会社やまや 社外取締役
執 行 役	松 本 忠 久	ヘルス&ウエルネス担当 ウエルシアホールディングス株式会社 代表取締役社長
執 行 役	神 尾 啓 治	SM担当 マックスバリュ東海株式会社 取締役会長 ミニストップ株式会社 取締役 株式会社フジ 取締役
執 行 役	大 池 学	DS担当
執 行 役	岡 崎 双 一	アセアン担当
執 行 役	四 方 基 之	戦略担当
執 行 役	尾 島 司	事業推進・ブランディング担当
執 行 役	江 川 敬 明	財務・経営管理担当 AEON CO. (M) BHD. 取締役 イオンリテール株式会社 監査役

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
執行役	手塚大輔	物流担当
執行役	後藤俊哉	中国担当
執行役	大野恵司	マレーシア担当 AEON CO. (M) BHD. 取締役社長
執行役	古澤康之	ベトナム担当

(注1) 取締役 塚本隆史、ピーター チャイルド、キャリー ユー、林眞琴の各氏は、会社法に規定する社外取締役です。なお、当社は、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ています。

(注2) 当社は、監査委員会の独立性を最大限に保ち、透明性の高い監査を行うため、監査委員全員を独立社外取締役(非常勤)としています。また、業務執行部門から独立した経営監査室を設置し、重要会議への出席や執行役等からのヒアリングによる情報収集を行うほか、グループ経営に関する内部監査および会計監査人と連携して、監査委員会の職務の補助をすることで監査の実効性を確保しています。

(注3) 当期中の異動

2023年3月1日 松本忠久、後藤俊哉、大野恵司、古澤康之の各氏は、新たに執行役に選任され就任しました。

2023年5月26日 大野恒太郎氏は、任期満了により取締役を退任しました。

林眞琴氏は、新たに取締役に選任され就任しました。

(注4) 2024年2月29日をもって、藤田元宏、大野恵司の両氏は、執行役を辞任しました。

(注5) 2024年3月1日付で、次のとおり執行役の組織改革をしました。

地位	氏名	担当
代表執行役会長	岡田元也	
代表執行役社長	吉田昭夫	
執行役副社長	羽生有希	デジタル担当
執行役副社長	渡邊廣之	人事・生活圏推進担当 兼 リスクマネジメント管掌
執行役副社長	土谷美津子	商品担当
執行役	松本忠久	ヘルス&ウエルネス担当
執行役	井出武美	GMS担当
執行役	神尾啓治	SM担当
執行役	大池学	DS担当
執行役	岡崎双一	アセアン担当
執行役	四方基之	戦略担当
執行役	尾島司	事業推進・ブランディング担当
執行役	江川敬明	財務・経営管理担当
執行役	手塚大輔	物流担当
執行役	後藤俊哉	中国担当
執行役	古澤康之	ベトナム担当
執行役	岡田尚也	マレーシア担当

## ② 社外取締役に関する事項

### イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・塚本隆史氏は、特別顧問を兼職するみずほフィナンシャルグループのみずほ銀行で、取締役頭取などを歴任してこられました。2013年の同行退任後10年以上経過しており、現在は同行の業務執行に携わっておりません。また、同行は、当社の複数ある主な借入先のひとつではありますが、当社の意思決定に著しい影響を与える取引先ではありません。なお直近事業年度末時点における当社の同行からの借入額は、連結総資産の2%未満であります。
- ・ピーター チャイルド氏は、マッキンゼー・アンド・カンパニーの各支社でシニアパートナー等を歴任してこられ、当社は、同社と取引がありますが、当社からの同社への支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。
- ・キャリー ユー氏は、プライスウォーターハウスクーパース(略称PwC)香港のシニアアドバイザーを務めており、当社は、PwCの複数のメンバーファームと取引がありますが、当社からのPwCへの支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。
- ・林眞琴氏が、客員弁護士として所属する森・濱田松本法律事務所と当社の間には、取引がありますが、当社から同事務所への支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。

### ロ. 当該事業年度における取締役会および各委員会への出席状況(出席回数/開催回数)

	取締役会	監査委員会	指名委員会	報酬委員会
塚 本 隆 史	8/8	9/9	3/3	3/3
ピーター チャイルド	8/8	-	4/4	3/3
キャリー ユー	8/8	9/9	-	-
林 眞 琴	7/7	6/6	-	-

### ハ. 当該事業年度における主な活動の状況

#### <取締役会における発言および期待される役割に関して行った業務の概要等>

- ・塚本隆史氏は、大手金融機関の経営者としての豊富な経験と高い見識のもとに、経営全般の透明性と健全性の維持向上およびコーポレート・ガバナンスの向上について、積極的に発言を行っており、客観的・専門的な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。また、指名委員会議長として、株主総会に提案する取締役の選任等に関する議案の内容についての必要な審議を主導しました。加えて報酬委員会議長として、個人別の報酬等についての審議を主導しました。
- ・ピーター チャイルド氏は、大手コンサルティング会社において、消費財および小売グループのリーダーを務めるなど、リテール分野に関する専門的な知見を有しており、グローバル経営の推進等について積極的に発言を行うなど、客観的・専門的な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。

- ・キャリー ユー氏は、英国、香港、カナダの会計士協会に所属し、大手コンサルティング会社において、アジア太平洋地域の小売および消費者グループのリーダーを務めるなど、会計およびリテール分野に関して、国際的かつ専門的な知見を有しており、内部統制システムの監視ならびに財務諸表の監査を行うとともに、コーポレート・ガバナンスの向上について積極的に発言を行うなど客観的・専門的な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。
- ・林眞琴氏は、法律・コンプライアンスに関する豊富な経験・見識のもとに、リスク管理・法令遵守などコンプライアンス経営の推進等について積極的に発言を行っており、客観的・専門的な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。また、監査委員会議長として、内部統制システムの監視ならびに財務諸表の監査等、委員会としての決定に向け議案審議を主導しました。

### ③ 責任限定契約の概要

当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役の各氏と、会社法第423条第1項の責任につき、社外取締役の各氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対して賠償すべき額は、金1,500万円または法令の定める額のいずれか高い金額を限度とし、この限度を超える社外取締役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しています。

### ④ 役員等賠償責任保険契約の概要

#### イ. 被保険者の範囲

当社の取締役、執行役および一部の国内子会社の取締役、監査役、執行役員等

#### ロ. 保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることとなります。

ただし、当該保険契約では免責額を設け当該免責額までの損害は補填の対象としておりません。なお、保険料は全額会社負担としています。

### ⑤ 当社の取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

当社の役員の報酬は社外取締役が議長かつ、過半数を占める報酬委員会にて報酬制度の基本方針および報酬内容を決定することとし、客観的かつ透明性の高いものとなっています。

#### イ. 報酬ポリシー

- ・当社の役員は、基本理念のもと、絶えず革新し続け果敢に挑戦し、当社グループの持続的な成長に貢献する。

- 当社の役員は、役員の果たすべき役割と、経営目標の達成度合いに応じた報酬を得る。

#### 【報酬制度の基本方針】

- i お客さま、従業員、株主さまに理解され支持される公正感が高く透明性のある適切な基準で決定する。
- ii 当社グループの中長期の経営戦略および業績と連動し、経営戦略遂行を強く動機付けできる制度とする。
- iii 当社グループの経営を担う人材の確保・維持につながる報酬水準とする。
- iv 経済・社会情勢、当社グループの経営環境・業績を踏まえて報酬体系・水準を適時適切に見直すものとする。

#### □. 取締役報酬

- i 取締役には、基本報酬を支給する。
- ii 業務の執行を兼務する取締役には、取締役としての報酬は支給しない。

#### 八. 執行役報酬

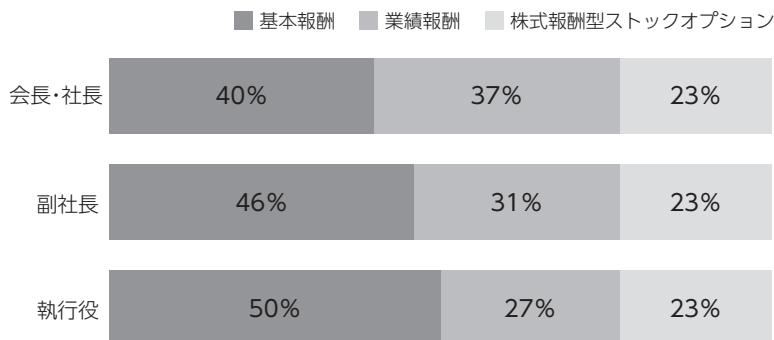
- i 基本報酬  
役位別に設定した基準金額内で、個別評価に基づき定める。
- ii 業績報酬  
総現金報酬(基本報酬+業績報酬)に占める執行役業績報酬のウエイトは、30%から50%程度とする。
- iii 株式報酬型ストックオプション  
株価や業績と報酬との連動性を高め、継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的に、業績を反映させた株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てる。新株予約権の割り当て数については、役位別基準数に基づき決定する。
- iv 業績連動報酬の報酬構成  
業績報酬および株式報酬型ストックオプションは、全社業績報酬と個人別業績報酬による構成とする。ただし、会長・社長は全社業績と中期経営計画の進捗により評価する。
  - a. 全社業績報酬  
役位別基準金額・割当数に対して、連結業績の達成率に基づく係数により算出し、業績を総合的に勘案し決定する。
  - b. 個人別業績報酬  
役位別基準金額・割当数に対して、中期経営計画に連動した目標達成度による個人別評価に基づく係数により決定する。

V 業績連動報酬に係る指標・実績

業績報酬および株式報酬型ストックオプションの支給に係る指標は、事業全体の成長を表す連結営業収益と、総合的な収益力を表すものとして、連結経常利益の達成水準を主な指標とする。業績連動報酬の支給率は、期首に設定した目標達成時に基準金額の100%を支給するものとして、当該年度の業績および個人別評価に基づき0%から200%の範囲で変動させる。

なお当期の実績は、連結営業収益9兆5,535億円および連結経常利益2,374億円に基づいて、報酬委員会にて審議・決定いたしました。

執行役報酬構成



※ 予算達成率100%の際の報酬ウエイトになります。

執行役支給基準

項目	支給方法	支給基準			
基本報酬	毎月	役位別に設定した報酬テーブルに基づき決定			
業績報酬	年1回	会長・社長			
		内容			ウエイト
		定量評価	年度財務指標	営業収益	30%
				経常利益	40%
		定性評価	中期経営計画	中計進捗評価	30%
株式報酬	年1回	副社長・執行役			
		内容			ウエイト
		定量評価	年度財務指標	営業収益	20%
				経常利益	30%
定性評価	中期連動目標	目標達成度評価	50%		

## ⑥ 役員報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動内容

当社は指名委員会等設置会社であるため、社外取締役が議長かつ、過半数を占める報酬委員会で定めた報酬制度の基本方針および算定方法に基づき、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容について審議・決定しており、その手続きおよび内容は、決定方針に沿うものであると判断しています。決定した取締役・執行役の報酬については、客観性・透明性担保の観点から、報酬委員会より、取締役に報告しています。

当該事業年度の役員報酬額決定における、報酬委員会の活動状況は以下のとおりです。

2023年 4月12日	2022年度 執行役業績報酬支給額の審議・決議 2022年度 株式報酬型ストックオプション発行の審議・決議 2023年度 執行役の個人別基本報酬・業績報酬規定額の審議・決議
2023年 5月26日	2023年度 社外取締役の基本報酬の審議・決議 2023年度 株式報酬型ストックオプション付与数の審議・決議 2023年度 報酬委員会の議案・スケジュールの検討
2024年 2月14日	2024年度 執行役報酬について審議 グループ役員報酬ガイドラインについて審議
2024年 4月10日	2023年度 執行役業績報酬支給額の審議・決議 2023年度 株式報酬型ストックオプション発行の審議・決議 2024年度 執行役の個人別基本報酬・業績報酬規定額の審議・決議 グループ役員報酬ガイドラインについて審議・決議

## (5) 当社の会計監査人の状況

### ① 名称

有限責任監査法人トーマツ

なお、海外の連結子会社の計算書類の監査は、他の監査法人が行っています。

### ② 報酬等の額

i 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	148百万円
ii 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	2,490百万円

(注1)当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分していませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

(注2)当社および当社の子会社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、企業価値向上に資するアドバイザー業務等の対価を支払っています。

(注3)当社の重要な子会社のうちAEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO.,LTD.ほか5社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(注4)当社監査委員会は、会計監査人からその人員体制、監査計画、監査の実施状況、監査の品質管理状況等についてヒアリングをしたほか、監査チームの独立性・専門性やその職務遂行状況について関係部署から意見聴取をするなど、監査時間および監査報酬額の見積りの妥当性について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意をしています。

### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法等の法令に違反・抵触し、または、会計監査人への信頼を失わせる重大事由が発生したと認められる場合。

### (6) 従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)(注1)	時間給制従業員数(名)(注2)
GMS事業	34,582	102,401
SM事業	27,262	88,307
DS事業	1,879	9,423
ヘルス&ウエルネス事業	15,943	27,293
総合金融事業	16,041	5,473
ディベロッパー事業	4,261	1,911
サービス・専門店事業	31,062	26,319
国際事業	28,015	6,723
その他事業	1,652	539
純粋持株会社等	2,887	2,877
合計	163,584	271,266

(注1)従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員です。

(注2)時間給制従業員数は、期中平均人員(ただし、1日勤務時間8時間換算による)です。なお時間給制従業員の実人数は、約435千名になります。従って企業集団の実人数の合計は、約599千名となります。

### (7) 当社の主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	44,000
株式会社日本政策投資銀行	43,500
株式会社三井住友銀行	26,000
農林中央金庫	23,400
株式会社三菱UFJ銀行	20,000
三井住友信託銀行株式会社	19,000
株式会社りそな銀行	17,000

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てています。

# ■連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2024年2月29日現在)

(単位:百万円未満切捨)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	8,044,917
現金及び預金	1,165,536
コールローン	1,192
受取手形及び売掛金	1,957,426
有価証券	668,271
棚卸資産	625,291
営業貸付金	559,747
銀行業における貸出金	2,663,103
その他	527,098
貸倒引当金	△122,751
固定資産	4,895,951
(有形固定資産)	(3,414,988)
建物及び構築物	1,645,556
工具、器具及び備品	234,059
土地	1,071,310
リース資産	93,920
建設仮勘定	102,332
その他	267,808
(無形固定資産)	(375,251)
のれん	139,788
ソフトウェア	167,986
リース資産	26,191
その他	41,284
(投資その他の資産)	(1,105,712)
投資有価証券	302,904
退職給付に係る資産	44,216
繰延税金資産	157,799
差入保証金	416,991
店舗賃借仮勘定	2,439
その他	187,497
貸倒引当金	△6,136
資産合計	12,940,869

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	7,772,914
支払手形及び買掛金	1,073,189
銀行業における預金	4,533,233
短期借入金	480,274
1年内返済予定の長期借入金	333,475
1年内償還予定の社債	160,429
コマース・ペーパー	125,000
リース債務	69,563
未払法人税等	52,027
契約負債	227,520
賞与引当金	47,932
店舗閉鎖損失引当金	11,982
ポイント引当金	6,730
設備関係支払手形	55,969
その他	595,585
固定負債	3,080,753
社債	958,138
長期借入金	1,259,019
リース債務	314,115
繰延税金負債	47,900
役員退職慰労引当金	316
店舗閉鎖損失引当金	6,731
偶発損失引当金	44
利息返還損失引当金	2,802
退職給付に係る負債	15,535
資産除却負債	122,093
長期預り保証金	268,256
保険契約準備金	48,358
その他	37,441
負債合計	10,853,667
(純資産の部)	
株主資本	913,399
資本金	220,007
資本剰余金	288,337
利益剰余金	425,596
自己株	△20,543
その他の包括利益累計額	140,720
その他有価証券評価差額金	68,233
繰延ヘッジ損益	417
為替換算調整勘定	67,154
退職給付に係る調整累計額	4,916
新株予約権	1,155
非支配株主持分	1,031,925
純資産合計	2,087,201
負債純資産合計	12,940,869

連結損益計算書 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位:百万円未満切捨)

科 目	金	額
売上		8,337,277
総合金融事業における営業収益		424,722
その他の営業収益		791,557
営業収益合計		9,553,557
売上原価		5,953,919
総合金融事業における営業原価		53,826
営業原価合計		6,007,745
営業総利益		2,383,358
販売費及び一般管理費		3,545,811
営業利益		3,294,989
営業外収益		250,822
受取利息	5,570	
受取配当金	4,460	
持分法による投資利益	5,350	
テナント退店違約金受入	2,139	
貸倒引当金戻入	512	
その他	16,392	34,427
営業外費用		
支払利息	39,066	
その他	8,703	47,769
経常利益		237,479
特別利益		
固定資産売却益	7,645	
投資有価証券売却益	4,186	
段階取得に係る差益	5,102	
その他	3,782	20,717
特別損		
減損	45,848	
店舗閉鎖損失引当金繰入	11,150	
固定資産除却損	3,716	
店舗閉鎖損	3,795	
投資有価証券評価損	6,428	
その他	5,787	76,726
税金等調整前当期純利益		181,470
法人税、住民税及び事業税	87,175	
法人税等調整額	△10,568	76,607
当期純利益		104,863
非支配株主に帰属する当期純利益		60,171
親会社株主に帰属する当期純利益		44,692

## ■計算書類

貸借対照表(2024年2月29日現在)

(単位:百万円未満切捨)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	367,711
現金及び預金	40,269
関係会社短期貸付金	299,739
未収収益	14,247
未収入金	9,281
その他	4,173
固定資産	1,342,181
(有形固定資産)	(14,588)
建物	10,132
構築物	90
工具、器具及び備品	382
土地	3,984
(無形固定資産)	(1,305)
商標権	535
その他	769
(投資その他の資産)	(1,326,287)
投資有価証券	184,532
関係会社株式	1,079,590
関係会社出資金	78,403
その他	1,016
貸倒引当金	△61
投資等損失引当金	△17,193
資産合計	1,709,893

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	265,930
1年内返済予定の長期借入金	21,200
1年内償還予定の社債	25,000
コマーシャル・ペーパー	30,000
未払金	8,066
未払費用	3,047
未払法人税等	623
未払消費税等	446
預り金	175,831
賞与引当金	339
その他	1,375
固定負債	777,325
社債	295,000
長期借入金	370,750
投資等損失引当金	108,893
繰延税金負債	2,486
その他	196
負債合計	1,043,256
(純資産の部)	
株主資本	590,279
資本金	220,007
資本剰余金	316,989
資本準備金	316,894
その他資本剰余金	94
利益剰余金	73,760
利益準備金	11,770
その他利益剰余金	61,990
固定資産圧縮積立金	3,701
別途積立金	35,500
繰越利益剰余金	22,788
自己株式	△20,478
評価・換算差額等	75,995
その他有価証券評価差額金	75,920
繰延ヘッジ損益	74
新株予約権	362
純資産合計	666,637
負債純資産合計	1,709,893

損益計算書 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位:百万円未満切捨)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
関係会社受取配当金	43,155	
関係会社受入手数料	23,875	
その他	953	67,983
営 業 総 利 益		67,983
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		22,137
営 業 利 益		45,846
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	9,028	
その他	525	9,553
営 業 外 費 用		
支払利息	9,708	
投資等損失引当金繰入額	16,651	
その他	2,869	29,229
経 常 利 益		26,171
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	2,804	
関係会社株式売却益	2,281	5,086
特 別 損 失		
投資有価証券評価損	6,310	
投資等損失引当金繰入額	6,013	
関係会社株式評価損	740	
その他	363	13,427
税 引 前 当 期 純 利 益		17,829
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	805	
法 人 税 等 調 整 額	△5,091	△4,285
当 期 純 利 益		22,115

# ■ 監査報告

## 会計監査人の連結計算書類に係る監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年4月9日

イオン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 丸山友康
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 淡島國和
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 辻伸介

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イオン株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イオン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年4月9日

イオン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 丸山友康
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 淡島國和
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 辻伸介

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イオン株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査委員会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第99期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）及びその運用状況について執行役及び主要な使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するほか、監査委員会が定めた監査の方針等に従い、当社の内部監査部門に指示し、重要な会議への出席、執行役等及び会計監査人からのその職務の執行に関する事項の報告聴取、重要な決裁書類等の閲覧等の方法により、業務及び財産の状況を調査しました。

また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。さらに、子会社については、必要に応じて事業の報告を求め、当社の内部監査部門に指示し、その業務及び財産の状況を調査しました。

併せて、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況や「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）につき検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役及び執行役の職務の執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載並びに取締役及び執行役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の取組みは、当該基本方針及び株主の共同の利益に沿うものであり、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月10日

イオン株式会社 監査委員会

監 査 委 員 林 眞 琴

監 査 委 員 塚 本 隆 史

監 査 委 員 キ ャ リ ー ユ ー

(注) 監査委員全員は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

メモ欄

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

## ■ご参考

### ●本株主総会終了後の各委員会委員および執行役

各委員会委員(2024年5月29日付予定)

委 員 会 名	氏 名	※は委員会議長
監 査 委 員 会	※林 眞琴 塚本 隆史	キャリー ユー リシャル コラス
指 名 委 員 会	※塚本 隆史	ピーター チャイルド 岡田 元也
報 酬 委 員 会	※塚本 隆史	ピーター チャイルド 岡田 元也

執行役(2024年5月29日付予定)

地 位	氏 名	担 当
代表執行役会長	岡 田 元 也	
代表執行役社長	吉 田 昭 夫	
執行役副社長	羽 生 有 希	デジタル担当
執行役副社長	渡 邊 廣 之	人事・生活圏推進担当 兼 リスクマネジメント管掌
執行役副社長	土 谷 美 津 子	商品担当
執 行 役	井 出 武 美	GMS担当
執 行 役	神 尾 啓 治	SM担当
執 行 役	大 池 学	DS担当
執 行 役	四 方 基 之	戦略担当
執 行 役	尾 島 司	事業推進・ブランディング担当
執 行 役	江 川 敬 明	財務・経営管理担当
執 行 役	手 塚 大 輔	物流担当
執 行 役	後 藤 俊 哉	中国担当
執 行 役	古 澤 康 之	ベトナム担当
執 行 役	岡 田 尚 也	マレーシア担当

※上記に関しては、取締役選任議案が全て可決した場合の予定になります。岡田元也、吉田昭夫、羽生有希、土谷美津子の各氏は、取締役を兼務する予定です。

※本株主総会の決議結果に関しては、2024年5月31日(金)に当社ホームページ内に掲載の予定です。また、株主総会当日の報告事項等に関しましては、2024年6月11日(火)に更新し掲載予定ですので、ご高覧ください。

当社ホームページ <https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>

## ●株主メモ

決 算 期	2月末日
基 準 日	期末配当、定時株主総会 2月末日 中間配当 8月末日 (そのほか必要がある場合には、予め 公告します)
定 時 株 主 総 会	5月末日までに開催
公 告 方 法	電子公告 ただし電子公告による公告ができない場合は、 日本経済新聞に掲載して行います。 (アドレス) <a href="http://www.aeon.info/ir/">http://www.aeon.info/ir/</a>
上 場 証 券 取 引 所	東京証券取引所
株主名簿管理人 および特別口座 の口座管理機関	〒100-8233 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 電話照会先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 TEL 0120-782-031 (フリーダイヤル)

**1** 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について  
株主さまの口座のある証券会社にお申出ください。なお、証券会社等に口座がないため特別口座にて管理されている株主さまは、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

**2** 未払配当金のお支払について  
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

**3** マイナンバーについて  
株式等の税務関係の手続きでもマイナンバーが必要となりますので、株主さまのマイナンバーについては、お取引の証券会社等へお届けください。証券会社とお取引がない株主さまは、三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

**4** 書面交付請求について  
書面交付請求は株主総会の基準日(2月末日)までに、お申出が必要です。ご希望の場合はお取引の証券会社又は株主名簿管理人にてお手続きをお願いします。なお、2024年3月1日以降のお申出に関しては、次回以降の株主総会より書面でお送りします。

## 「スマホ招集通知」サービスのご案内

当社では、株主の皆さまとのコミュニケーションの深化を図るため、スマートフォンで招集通知・関連情報の閲覧や議決権行使が容易にできる「スマホ招集通知」サービスを提供しています。

### 【「スマホ招集通知」アクセス方法】



左記QRコードからアクセスしてください。

または、<https://p.sokai.jp/8267/>

(半角でご入力ください)



本サービスは、株主さまの利便性向上を目的として提供する任意のサービスです。ご利用の端末や通信環境等により閲覧できない場合がございますので、予めご了承ください。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。